24年度一学期並びに二学期冒頭の未配置調査の結果について

高知県教職員組合 執行委員長 細木 久義

1. はじめに

今、学校現場では「誰かが休み始めても、代替は来ない」という諦め、もしくは「休むならば、代わりの人を(自分で)探して見つけてから休みに入らないとみんなに迷惑をかける」という強迫観念のようなものがあります。

県教委の発表資料に寄れば、2023年度(以下、年については特に説明しない限り、 西暦の下二桁の年度で表記します)、高知県では82校115件の「一ヶ月以上の代替未 配置」がありました。県下の学校全体で考えれば、4校に1校で発生していた計算になり ます。

同じく県教委が私たち組合に提供した資料によれば、24年度の年度当初の臨教登録者数は全校種を合わせて4月冒頭時点で833人(実数)であるのに対して、着任件数(のべ)はそれを上回る869件です。実数と延べの違いはありますが、また校種により教員免許が違いますから単純ではないかもしれませんが、年度当初から「臨教不足」が明らかな状態であると思われます。そこで、冒頭のような諦めもしくは強迫観念が、学校現場で勤める教職員に生まれている現実があります。

24年度は、ここ数年以上に「足りない」「いない」という声が聞こえてきていました。 24年4月に行った調査結果の発表でも、23年度は日程が分かっている産休にさえ十分 に対応することが出来ていない実態を指摘し、改善を強く求めました。

しかし、その後も現場からは大きく改善したというような声は聞こえないままとなっています。24年度の実態をしっかりと把握することで、改善の運動につなげたいと思い、9月に一学期と二学期冒頭の実態の調査に取り組みました。

その結果がまとまりましたので、ここに発表いたします。

<調査の概要>

調査発出日 24年9月12日 (郵送) 9月17日メールで発送

対象 高知県内の全市町村教育委員会(組合立教育委員会を含む) 合計35

回答数 31 地教委(10月25日現在)

(88.6%)

調査用紙(質問項目) 別紙資料参照

調査結果 別紙資料参照

①回答のあった事例の一覧

②自由筆記部分の回答

2. 集計結果と分析

①「一ヶ月以上未着任」「未配置」という回答のあった件数・・・32件/52件

一ヶ月以上未着任

22件/32件

未配置

10件/32件

*ある自治体が、未配置も含めて「一ヶ月以上未配置」を17件と報告しているので、統計上「一ヶ月以上」の方の件数に入れています。

*その17件を除くと、その事例について、ある程度の内容が分かるのは、

一ヶ月以上未着任 5件

未配置

10件 合計15件となります。

*なお、今回の調査は、一学期中だけではなく、二学期冒頭の 9 月当初の数も含まれていますが、調査時点までということで 52 件と集計しています。

<分析>

やはり「多い」というのが印象です。年度当初はまだ登録している臨教数にも、ある程度「余裕」がある時期のはず。その時期から9月冒頭までに、32件もの未着任が発生しているとすれば、一年を通しての数はかなりのものになることが推測されます。

②分析できる15件について

i 休み始めた理由

病休 7件

産休 3件

研修 0件

退職 3件

その他 2件

2件 (1件・育休 1件・転入生による学級増)

配偶者の出産に伴うもの

<分析>

2つのことを指摘します。

一つ目、「退職」が3名。事情までは推測できませんが、一学期冒頭から退職者が一定数いるということが結果に出ています。これに加えて、病休者7件もあります。希望に燃えて新年度の担当になったばかりの一学期に勤められない状態になる、辞めざるを得ない状態に追い込まれる、これはやはり深刻な事態です。

二つ目は、産休3件です。年度当初に妊娠が分かっている人に対しては、先読み加配を付けることが出来るようになっています。しかし、24年度冒頭では、先読み加配をつけることが出来る事例が小学校では11件あったようですが、3件しか着任できていません。制度はあるけど使えない、人がいれば配置出来るのに人手不足で配置出来ない、これは大きな問題です。

ii 対応

・教頭が担任

9件

・校内の他教員で代行 3件(初任者担当、他教員)

・他校の教員の兼務など 2件

・不明 1件(養護教諭、休職期間が一ヶ月と四日)

<分析>

「教頭が対応」がやはり一番多いです。教頭としての仕事があるから配置されているにもかかわらず、その仕事に加えて担任等休み始めた人の業務をこなすことになるので、二人分の仕事をする結果になります。これは過重な負担を強いるものであり、問題です。

なお、17件という数字を回答してくださった自治体の中学校で教頭を勤めている人が 病体を取ったそうですが、そこには代替が着任しませんでした。授業を多くは持っていな い教頭が休み始めた場合、このように代替が準備されない場合があります。学校長が休み 始めた場合には、教頭を代理にしてその替わりに教頭が持っていた授業をする人を配置す るなどの例があるのと比べると、差があります。代替を「教頭代理」にすることは出来な いことからかと推測しますが、人が減ることに変わりはありません。職種にかかわらず、 誰かが休み始めた場合には代替配置を確実に行うことが必要かと考えます。

③「産休」について 52件中「産休」と回答したのが16件

16件中 即日配置 12件

一ヶ月以内 1件

一ヶ月以上 1件(7月に産休入り、9月から着任)

未配置 2件(1件 教頭が対応)

(1件 他校養護教員が対応)

<分析>

「②i」の分析のところで指摘したとおり、1学期中に産休に入ることが分かっている 人には、「先読み加配」として年度当初から代替教職員を配置する制度が出来ています。 しかし、これらの回答からはその制度が十分に使われたとは思えません。

県教委の資料から判明していた件数も小学校教諭は「11 件」など小中で合計 27 件でした (p 9 参照、特別支援学校は県立ゆえ今回の調査対象校ではなかったので特別支援の数は除いています)。24 年 1 月段階での文科省への「先読み加配数」報告は小中 20 名と折衝で情報提供を受けていますので、その時点よりも7件増えたことになります。

この調査では「16 件」上がっています。詳細不明の自治体や未回答の自治体もありますから、実際に一学期に産休に入った教員はもう少し多かったのではないかと考えます。 もっと正確な把握と、それに基づく配置対応が出来ていれば「着任3件」に留まることにはならなかったのではないかと、指摘できます。

なお、組合と県教委の交渉の中で、県教委は「7月に産休に入る人に(先読み加配を) つけるよりは、4月に必要な担任につけた」という趣旨の発言もしていました。臨教がい ないという問題は、「先読み加配」という制度が出来たにもかかわらず、人がいなくて使 えないという実態を生み出しています。問題です。

加えて、判明している16件の中にも、「即日配置」が出来ていない事例が4件もありま

す。病休ではなく、予定が分かっている産休でその代替が必要となる当日に配置出来ない 事例があるのはやはり大きな問題です。

少数職種の養護教諭で、他校(同一自治体内)の同職が兼任という回答もありました。 安易な兼務発令で乗り切ろうとするものであるならば、問題です。

④「病休」について 52件中「病休」と回答したのが10件

10件中 一ヶ月未満 3件(内2件は、年度当初から)

一ヶ月以上 2件

未配置 5件

<分析>

「③」の産休とは違って、病休はいつその事例が起きるか分かりません。緊急性のない病気で計画的に手術をするというような場合は事前に日程が分かりますが、事故で緊急入院というような場合にはまったく予定が立ちません。したがって、休み始めたその日に代替が着任するというのは難しい面があります。

しかし、10件の内、「未配置が半数の5件、一ヶ月以上の未配置が2件」となると、 「病休の代替」には対応できていないと指摘せざるを得ません。

⑤「退職」について 52件中「退職」と回答したのが5件

5件中 一週間以内 1件

一ヶ月以上 2件

未配置 2件

<分析>

「④」の病休も、予測がつかないものですが、「退職」(この場合、特に断らない場合は年度途中の退職を意味します。以下、同じ)はもっと予測がつきません。しかも、想定されづらいものです。正直に言えば、いくつかの事例は今までも聞いてきましたが、代替が必要な事例の約1割にもなる数字が出てくるとは想定外でした。正教員(特に初任者など若年の)はもちろん、臨時として着任した人が「もうもたない」と言って辞める例が多いようです。「フルタイムの期限付きは無理だけど、授業だけ担当する時間講師なら」という理由で退職教職員が時間講師を引き受ける例も多いようですが、現実には「授業だけ」とはならず、しかも「授業だけ」でもいろいろな困難性が増している中では、続けられないと辞職をせざるを得ないのは仕方ないかもしれません。ここに、学校現場の勤務の異常さと、かつての学校現場と比較して今の学校現場の負担・心労の大きさなどが指摘できます。

「病休」や「退職」が出ないような職場=働きやすい働きがいのある職場を作る、それが今の大きな課題だと思われます。

⑥「解消」について

「新たな人が着任して解消」というのが良いと思われますが、15件の内3件が「休み

始めた人が復帰して解消」という事例です。結局、これらは代替が着任しないままで復帰 まで放置されていたといえる状態です。

復帰後の状態までは調査していませんが、復帰後すぐに前と同じくらいに働ける状態なのかどうか疑問です。代替がいないから早期の復帰を促されることがないのかどうか、この点も疑問です。

なお、県内のある学校では「学校に人がいないので、育休を早く終えて復帰して欲しい」 と言われて復帰した例も聞いています。こうしたことは大きな問題です。

(7)まとめ

地教委に調査した項目の中に、「③代替の確保について、貴委員会で工夫されていることがありましたら、お聞かせ下さい。」という設問がありました。その回答は次の通りです。

- ・退職教職員への声かけ、支援員等の内教員免許を所有する方への声かけ、その他知人などへの声かけ
- ・毎年度、年度途中の代替教員(講師)の確保については、地教委で教員 OB に依頼しているが、承諾していただけないケースが多く、大変苦慮している。
- ・県への要望
- ・全体的に教員不足については、募集ポスターの掲示などに努めている。
- ・過去働いていた方に連絡しました。
- ・あったら教えていただきたい。

地教委なりの努力が伺えます。しかし、一番印象的だっった回答が、「あったら教えていただきたい」です。

日頃から代替教員確保で本当に苦労されているのだと思われます。教員不足と言われる中で、地元の退職者に声をかけ続けてそれでも確保できていない現実。「承諾していただけないケースが多く、大変苦慮している」という記述には、苦労が忍ばれます。

現在、県教委の新たな施策として、「これならば臨時をやってみよう」「続けてみよう」 と思ってもらえるものがないだけに、本気の政策転換を求めたいです。

3. まとめと提言

半年分の集計をした結果が、52件です。24年度全体では、昨年の115件を上回る 状態が予想されます。これは本当に深刻な状況であると危惧を抱きます。

一学期に、23年度の実態を調査し結果を発表した時(本年5月29日記者会見)に、 以下の3点を提言として発表しました。

その後、これらの内容については、組合としての折衝や交渉、そして県教組が加盟する団体(「子どもと教育を守る高知県連絡会」や「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を 国民大運動高知県実行委員会」)での話し合いで県教委に改善を求めました。臨教不足などについては、課題意識を持ち、広報(SNS なども含めて)などで努力していることの説明があります。しかし、採用審査の免除などで改善はありましたが、待遇面で前進的な改善は見られていません。「国準拠」「他県との均衡」などと回答し、高知県独自の改善を県教委の責任で打ち出すという姿勢は見られません。

未配置が続出し、教える先生がいなくなって困っているのは、同僚の先生方もそうですが、それ以上に子どもたちです。子どもたちの教育を受ける権利が守れていない状況です。これは、高知県の教育現場だけではなく、高知県全体の緊急事態だと思います。とすれば、独自財源を持たない教育委員会が決断する問題ではなく、県全体で決断すべきだと思います。県知事は、将来の高知県を支える子どもたちを育てていく計画=『教育大綱』を決める権限を持っています。とすれば、責任は県にあるとも言えます。高知県の未来を守るためにも高知県全体で未配置を生まない県独自施策を、教育委員会だけではなく、県全体で考えて行くべきです。

高知県教育委員会だけではなく、高知県知事を含め県行政に関わる全体で、解決策を考えて行くことを強く求めます。

そこで、5月にも掲げた以下の3点を、再掲することで、改めて強調したいです。強く 実現を求めます。

加えて、P8 には提言 4 として追加の対策も記述しました。これらも含めて、実現を求めたいと思います。

<提言・その1>

誰かが休み始めたら、その分掌が他の人に回って、次々に休み始める「病休ドミノ」とさえ言われる状況にもなりつつある学校現場を改善するために、次の事を要望します。

- ①代替は、きちんと期限付きで配置すべきです。
- ②産休代替は、引き継ぎ期間も含めて「その予定日」から着任させるべきです。
 - ・現在行われている「前倒し加配」を最大限活用すべきです。県単でもこれを やるべきです。例えば年度途中から産休に入ることが分かった人には、その 分かった時点もしくは分かった日のある月の翌月から着任させるべきです。
- ③そうした人員を確保するために、高知県独自の臨教確保策を打ち出すべきです。
 - ・現在、臨教不足は全国的な課題です。他県と同じことをしていても、「高知 で臨時をやってみよう」と考えてくれる人は増えません。例がないとか、他 県でやっていないとかで、実施しないのではなく、そんな考え方から変えて 高知単独で進んだ政策をすべきです。

(例)

- ・自宅待機をしていても最低賃金程度の給与は保障するプール制の導入
- ・高知県での臨教経験を他の県の現職教員経験と同様にみなした特別選考の 実施(例えば、面接・論文のみ)
- ・臨教経験年数に応じた特別加算の実施
- ・臨教の給与表に2級を適用する
- ④ 6 0 才以上の人たちに教職を続けてもらうように、高知県独自の待遇改善を実現するべきです。「同じ仕事をしているのに、なぜ給与が下げられるのか」という疑問と不満を解消して、「それならばもう少し頑張ってみよう」と思える改善を。
 - ・暫定再任用の方々の給与を引き上げること
 - ・定年延長者の方々の給与を引き上げること

<提言・その2>

- ・在校等時間を減らすためには、「教職員の意識改革」を呼び掛ける程度のことでは対 策になりません。人を増やす、仕事を減らすなど、具体策が必要です。
- ・そのための努力(支援員配置、授業時数の削減等)は、地教委の多くに見られていま す。一層の継続を求めます。
- ・校内の教職員の意見を聴く形に言及する回答も見られます。学校現場の声を大事にして、政策に反映させることを願います。

<提言・その3>

- ・長時間過密労働の実態を改善したり、多様な子どもたち一人一人に寄り添う教育を進めていたりするためには、つまり今の学校現場の課題を解決するためには、地教委の努力ではすでに限界であると考えられます。もちろん、学校現場の意識改革やマネジメントでは不可能です。そこで、県教委としての責任ある対応が必要です。
- ・県教委は、高知県独自の課題を解決するためにと、全国的に言えば異常なほど多くの「充て指導主事」などを学校現場から切り離し県教委内に配置しています。しかし、それだけの人件費を費やすことが独自に出来るならば、考え方を変えて、その人たちを学校現場に出し、学校現場に充実した配置を県独自で行うなどの施策が出来るはずです。高知県独自の教職員定数配置を今こそ実現するべきです。
- ・こうした課題を解決し、県全体の教職員働き方改革を進めるために、地教委代表や現場代表、教職員組合も参加する検討委員会を設け、全県的な議論を公開しながら行うことを求めます。

そして、上記「その2」「その3」を具体化・補強する意味で、以下のことを付け加えたいと思います。

<提言・その4>

・一人一人の持ち時数の上限を高知県独自で定め、そのための教職員定数加配を実現す ることを求めます。 (下記の時間は、全教が要望する時間を援用)

小学校20時間、中学校18時間、高校15時間、(特支はそれらに準ずる)

- ・複数担任制など、高知独自の政策を求めます。
 - ★こうした施策で、多忙の中でメンタル不全や発病する人を少しでも減らすことを 目指す。
- ・毎月(例えば1日時点)、未着任の現状(件数)を公表し、県民全体にも情報提供する中で、改善に向けた協力を得られるような努力をすべきです。

教員免許を持った方へのお誘いの強化

県独自の財政支出への理解の醸成 等

<資料・県教委教職員福利課の提供資料より>

2024年5月1日時点の教員未配置の校種別の学校数と未配置数

	。	小 未配置数
小学校 '	14	- 16
中学校	1	.1
高等学校 ·	0	0.
特別支援学校	1	. 1

2024年度の産育休代替前倒し加配の対象者(高知県独自分も含む)と実際の配置について、校種及び職種別の人数

	20g (数价)方言		表表表	数論為	主,宋真教論 。		表表務職員 對	
	游影	America	1000	実際の	如實有	- 100 p		は実際の で変素
小学校	11	. 3	5	. 3	1	1	5	3
中学校	· 4	. 3	1	1				· .
高等学校	/	/						
特別支援学校	· .3	3						

※高等学校教諭は対象外(前倒し加配は義務が対象のため)

○下の表の項目

(左から)

教諭

養護教諭

栄養教諭

事務職員

(下の段)

それぞれ

対象者

刈家百

実際の配置

2015~23年度の教員の代替1か月以上未着任について(県教委回答資料より)

					校数		-		
年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23
小	47	28	25	44	32	29	40	43	60
中	8	4	13	16	19	14	21	20	16
高	8	3	4	2	7	3	1 .	2	4
特	3	1	4	2	2	2	1 ·	1	2
計	66	36	46	64	60	48	63	66	82
					件数			***************************************	
·年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23
小	59	31	28	53	41	37	56	52	87
中	9	4	13	16	21	17	26	23	22
高	8	3	4	3	. 8	4	1	2	4
特	6	1	. 5	2	3	2	1	1	2
計	82	39	50	74	73	60	84	78	115

★2022年度より校数、件数に6ヶ月以上の未着任の数が以下のように含まれています。 22年度は、高校で1校1件、特支で1校1件 23年度は、小学校で3校3件 小学校・義務教育学校は181校 1/3にあたる

R6.9.1及び10.1時点の未配置校数及び未配置数等について

(3)9月1日及び10月1日時点の未配置の学校数及び人数等

			人数						1月以上の
			計	臨時席	産休	育休	病休	その他	未配置数
	小	15	15	6	1	2	5	1	10
R6.9.1	毌	5	5	1	2	1	1	0	2
現在	硘	2	2	0	0	0	2	0	1
光往	特	1	2	0	0	0	2	0	1
	計	23	24	7	3	3	10	1	14
	令	15	16	8	2	0	6	0	10
R6.10.1	#	4	4	1	1	2	0	0	3
現在	扃	2	2	0	0	0	2	0	2
	特	1	2	0	0	0	2	0	2
	計	22	24	9	3	2	10	0	17

代替未配置における教科の免許保有者の不在校数(全て中学校)

9月1日現在	1	同じ市町村からの兼務で対応
10月1日現在	1	同じ市町村からの兼務で対応

* 県教委提供のこれらの資料と、地教委調査の結果との整合性については、確認の方法がないので、そのまま出すことにしました。ご了承ください。

【お問い合わせ先】

p8までの内容に関して、お問い合わせのある方は、下記までお願いします。

高知県教職員組合 副執行委員長 畑山和則

Tel 088-822-4135

fax 088 - 823 - 2355

メール kochikenkyouso@educas.jp